

2020年度保育士養成各実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得 (全保養協東北ブロック研究委員会案)

【基本方針】

子どもの最善の利益を尊重する専門職である保育士を養成する施設として、本心得は、第一に、実習施設の利用者、職員、実習生及び関係者のご家族の健康を守るためのリスクマネジメントをねらいとする。第二に、実習生が保育士になるための学習機会の保証をねらいとする。第三に、上記のねらいに即して、新型コロナウイルスへの感染防止、実習を含む保育士養成についてその具体的方法を検討し、判断基準や必要な事項を定める。

なお、この心得は令和2年6月22日の情報を元に作成しています。

【新型コロナウイルス感染防止策】

1. 実習の前段階

(1) 実習の前提：下記事項のすべてが守られていることを実習実施の条件とする

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
- 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
- 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
- 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
- 5) 実習生本人に感染の疑いがない

※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

(2) 実習の前提における補足

① 健康観察・行動記録票の作成→書式1参照

健康観察・行動記録票については、書式1を参考に各養成校で紙媒体あるいは電子ファイル等の任意の形式で管理・運用することが望ましい。その際、実習受入先と協議し、適宜必要な情報を追加・修正を図る。

なお、事前打合せ等の対応については、実習受入先と予め協議し、オンライン等での対応を検討するなどの対策を講じることが望ましい。

■健康観察・行動記録票の項目例

健康観察：検温結果、風邪の諸症状があるか、その他体調の変化はないか、等

行動記録：外出した時間や同行者等の行動歴を記載する項目を設定する。その際、新型コロナウイルスの感染が疑われない限り情報開示はしない等を補足する個人情報に配慮する注釈を付ける。

② 健康観察・行動記録票の運用

実習直前の二週間において記録を行った健康観察・行動記録票は、必要に応じて実習初日に任意の形式で実習受入先に提出する。

③ 実習前のステイホーム期間の設定について

一定期間自宅待機をする「ステイホーム期間」は、設定することで感染リスクを少なくし、感染経路を明確にすることができると考えられる。各養成校は、実習受入先と協議の上で、実習受入先から求められた場合は2週間程度のステイホーム期間を設定することが望ましい。

2. 実習期間中

(1) 実習初日

実習生から実習施設へ健康観察結果、感染防止策の学習などを保証する書類を提出

→書式2参照、ただし実習施設と相談のうえで必要項目を調整する

(2) 実習中の感染予防策

実習中は下記の予防策を実習生に取らせる

- 1) 出退勤時（特に公共交通機関利用時）、およびその他の必要な時にマスクを着用する
- 2) 出退勤後に必ず、手洗い・消毒・うがいを実施する
- 3) 体調の変化に留意し、こまめに検温を実施するとともに健康観察票に記録する→書式1参照

- 4) 感染に備え、その日に接触したり行動を共にしたりした人物を行動記録票に記録する→書式1参照
- 5) 規則正しい生活を心がけ、睡眠不足や偏った食事にならないようにする
- 6) その他、実習施設の感染対策を十分理解し、従って行動する

3. 実習後

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する→書式1参照

実習終了後2週間以内に以下の事象が発生した場合の対応を示す

(1) 実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ① 養成校内で共有
- ② 実習生の2週間の自宅待機と健康観察実施
 1. 記録票は書式1で対応
 2. この間は出校停止の扱い：欠席ではないことを校内で共有
- ③ 安全確認後、登校再開

(2) 実習生に疑わしい症状が生じた

- ④ 実習施設へ連絡
- ⑤ 実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有、保健所へ連絡、全学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった(陰性)
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有

4. 実習延期・中止等の判断：下記のいずれかに該当した場合には原則実習を延期・中止

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た(37.5度以上、風邪等の諸症状、通常と違う体調になった場合)
- 2) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くなる傾向にあるが、今年度に関しては、いかなる理由であっても体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを推奨する。

5. 実習再開の判断：下記の条件を満たした場合のみ実習を再開する

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し慎重に判断することが求められる。実習再開等の基準として、以下を目安とし、再開は実習受入先と協議して判断することが望ましい。なお、疑わしい症状が出た場合は、養成校だけで判断せず保健所の指示を仰いた上で判断をすることが必要となる。

①実習生本人に疑わしい症状が出た場合の判断

- (ア) PCR検査で新型コロナウイルス「陰性」の診断を受け、その後の体調に問題がない場合は実習を再開する。
- (イ) PCR検査が受けられない場合は、保健所の指示に従い、体調に問題がなければ実習を再開する。

②養成校に感染者が確認され、かつ感染経路が不明な場合の判断

- (ア) 行動記録簿を確認し、濃厚接触の可能性が極めて少ないと判断される場合は実習を再開する。
- (イ) 行動記録簿への記録忘れや、濃厚接触の可能性が否定できない場合は自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

③養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した場合の判断

自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

④実習施設内で感染者が確認された場合

実習受入先の状況に応じて、柔軟に対応する。

【実習実施関連事項】

○実習前

1. 実習前の指導内容

(ア)各養成校で実習事前指導の一環として、感染症対策講座を実施することが望ましい。

2. 実習施設への連絡・確認事項

(ア)書式2を基にどの事項を実習施設に伝えるか調整、共有する

(イ)施設利用者及びそのご家族への周知事項についても、実習施設との協議の上、必要な配慮を行う

3. 実習生のご家族への連絡事項

(ア)書式3を参考に各養成校で検討、必要な場合は文書での通知を行う

(イ)通知事項の例

- ① 養成校としての感染症対策基本方針
- ② ご家族や身近に暮らしている方に感染や疑いのある症状が出た場合の対応
- ③ 感染の出た場合の個人情報の取り扱い

4. その他

(ア)各養成校の実習に関する連絡窓口の明確化

各養成校にて、以下の点について窓口や対応時間の確保など対策を講じる

- ① 実習依頼・承諾、実施、評価等に関する連絡窓口、対応時間
- ② 実習種別で分ける、あるいは一本化するなど、具体的なことは各養成校で検討する

(イ)実習費の考え方：下記事項が養成校により異なるため、各養成校で検討をお願いする

- ① 一日単位、一時間単位などの金額算出方法
- ② 授業料の一部、実習費、諸費などの財源/名目

○実習中

1. 実習生の健康状態の把握について

実習中は原則毎日、各実習生から訪問指導担当者へ、健康観察報告を行う

→書式1の項目を参考に、Microsoft Forms、Google form、メールなどの時間的拘束が少ない方法を、各養成校で検討して実施

※実習中の疑問・質問を、質問欄・備考欄等で聞き取ってもよい

2. 実習期間と時間数：ごく短時間・短期間での実施も可能

合計時間は各養成校が学則等で定める時間を基本とする

→状況に応じ、時間短縮、日数削減など、安全を優先した柔軟な実施方法を検討する

3. 実習中の訪問指導の形式：前述の健康観察報告を踏まえ、より指導が必要なことに応じて形式を検討する

- 1) 電話(必要に応じて、指導内容が他の職員・実習生の耳に入らない環境を用意できるよう配慮する)
- 2) オンライン(teams、google meet、ZOOMなど、各養成校の環境による)
- 3) 訪問での対応 ※上記1)、2)が難しい場合。ただし遠方の場合には自治体の指示に従う。また、訪問指導担当教員については書式1と同様の健康観察記録簿をつけ、感染の疑い等がないことを保障する手続きを取る。具体的な手続きについては実習施設の協議の上決定すること。

○実習後

1. 実習中断となった場合の対応：以下について確認が必要であり、具体的な類型・対応等は現在検討中。

- 1) 実習で実施した内容のチェックポイント
- 2) 実施した内容に応じた事後指導の内容や時間数

2. みなし実習・学内演習等の内容

既にみなし実習・学内演習を実施している養成校やその計画を具体的に立てている養成校の実例をもとに、別途、情報提供する予定